

群馬大学社会情報学部教授会規程

平成16年4月1日 制定

改正 平成19年4月1日

平成26年4月1日

平成27年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学教授会規則（平成16年4月1日制定）に基づき、群馬大学社会情報学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会は、社会情報学部の主担当を命ぜられた教授、准教授及び講師をもって組織する。

(審議事項)

第3条 教授会は、群馬大学教授会規則第3条第1項の規定に基づき、次の事項について審議する。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項

(4) 群馬大学学則第50条第3号に規定する除籍

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第3条第2項の規定に基づく教育研究に関する事項を審議する。

(議 長)

第4条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ学部長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 教授会は、構成員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(議決の方法)

第6条 教授会の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3条第3号に関する議事は、社会情報学部の主担当を命ぜられた教授をもって票決を行い、投票総数の3分の2以上の賛成によって決定する。

(構成員以外の者の出席)

第7条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(幹 事)

第8条 教授会の事務を総括するため、教授会幹事を置き、事務長をもって充てる。

(事 務)

第9条 教授会の事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。